

茨労発基第 1122-2 号の 2
平成 28 年 11 月 22 日

一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部長 殿

茨 城 労 働 局 長



平成 28 年度年末・年始労働災害防止強化運動の実施について（要請）

平素より、労働災害防止をはじめとする労働行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年末・年始は、あわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結等による労働災害発生のリスクが大きくなることから、普段にも増して作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、転倒等災害防止等特別な配慮が必要となります。

このため、別紙のとおり実施要綱を定め『平成 28 年度年末・年始労働災害防止強化運動』を例年のとおり展開することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、別紙実施要綱に掲げられている実施事項に関して、傘下の会員事業場に対して広く周知していただくとともに、労働災害防止に向けた取組を積極的に進めることを要請いたします。

なお、茨城県内における平成 28 年 10 月末現在の全産業の労働災害は、「休業 4 日以上の死傷者数」は、2,152 人で、対前年比で 39 人（1.8%）増加している状況にあり、「死亡者数」は、対前年比 11 人減（37.9%）の 18 人です。

問い合わせ先
茨城労働局労働基準部健康安全課
電 話：029-224-6215

平成28年度年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

茨城労働局

1 趣旨

年末・年始は、あわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結等による労働災害発生のリスクが大きくなることから、普段にも増して作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、転倒等災害防止等特別な配慮が必要となる。

このような状況の中、関係労使の安全衛生意識の高揚により1年を無災害で締めくくり、安全で健康な新年を迎えるよう、労働災害防止活動の総点検と取組みの強化を図るため、『平成28年度年末・年始労働災害防止強化運動』を展開することとする。

茨城労働局及び各労働基準監督署においては、関係団体等に取組みの周知徹底及び労働災害防止の積極的な取組みの推進を要請するとともに、あらゆる機会をとらえて周知啓発を行う。

また、年末は工事量の増加が見込まれること等から「北関東一斉監督」として建設現場に対する監督指導等を実施する。

さらに、12月は転倒災害防止対策（「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」）の重点取組期間であることから転倒災害防止対策の推進を図る。

各事業場においては、経営トップ等による安全衛生パトロールの実施等各種効果的な労働災害防止活動の取組の強化促進を図るよう要請する。

なお、茨城県内における平成28年10月現在の全産業の労働災害は、「休業4日以上の死傷者数」は、2,152人となり、対前年比で39人(1.8%)増加している状況にある。「死者数」は、対前年比11人減(37.9%)の18人となっている。

2 実施期間 平成28年12月1日～平成29年1月31日

3 実施事項

(1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

ア 関係団体等への取組要請

本運動の取組を推進するため、関係団体等（労働災害防止団体及び事業者団体等）に対して、

傘下の事業場に対して本運動の取組みの周知徹底
労働災害防止に向けた取組の推進等の協力を要請

イ あらゆる機会をとらえての周知啓発等

- (ア) 各種会議、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会をとらえた、本運動の周知啓発
- (イ) 茨城労働局ホームページ、リーフレット等による本運動の周知啓発

ウ 建設業等に対する取組

- (ア) 車両系建設機械による災害防止のための安全パトロール等の実施
- (イ) 建設現場に対する北関東4労働局（茨城、栃木、群馬、埼玉の各労働局）における建設現場に対する一斉監督指導の実施
(実施時期：平成28年12月1日～12月14日)

（2）事業場の実施事項

1 重点実施事項

- ① 経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明
- ② 経営トップ等による職場内の安全衛生パトロールの実施
- ③ 各種作業手順の遵守
- ④ 非定常作業の洗い出しと、非定常作業における作業マニュアルの見直し
- ⑤ 火気の点検・確認等火気管理の徹底
- ⑥ 転倒防止のため、「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」に基づく対策の実施
- ⑦ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の徹底
- ⑧ 安全衛生旗の掲揚及び年末・年始無災害運動用ポスター・のぼり等の掲示

2 安全衛生活動の総点検事項 災害多発、災害増加業種の重点実施事項

- ① 危険性又は有害性の調査（リスクアセスメント）及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入による、自主的な安全衛生管理活動の活性化
- ② KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
- ③ 作業に必要な各種免許、作業主任者、就業制限業務等における資格をの確認、選任や配置状況に応じた資格者の充足
- ④ 各種作業主任者等による職務遂行の徹底
- ⑤ 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施、危険を周知する「見える化」による、はさまれ・巻き込まれ灾害等の防止
- ⑥ 健康的な生活習慣（睡眠や飲酒）等、生活リズムに関する健康指導
- ⑦ ストレスチェック、メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策の実施
- ⑧ 腰痛予防対策の推進
- ⑨ 化学物質のリスクアセスメントを含めた化学物質管理の徹底
- ⑩ その他、安全衛生意識の高揚のための活動の実施

表1 茨城県内の労働災害発生状況(平成28年)

(平成28年10月末現在)

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	27年 1月～10月	28年 1月～10月	27年 1月～10月	28年 1月～10月	休業(%)	死亡(%)
計	2,113	2,152	29	18	39 (1.8)	-11 (-37.9)
製造業	592	590	1	2	-2 (-0.3)	1 (100.0)
食料品	165	195	0	0	30 (18.2)	0 (0.0)
化学	54	51	0	0	-3 (-5.6)	0 (0.0)
金属製品	102	110	0	1	8 (7.8)	1
建設業	257	282	12	8	25 (9.7)	-4 (-33.3)
土木	60	69	5	5	9 (15.0)	0 (0.0)
建築	119	124	3	2	5 (4.2)	-1 (-33.3)
その他	78	89	4	1	11 (14.1)	-3 (-75.0)
運輸交通業	299	283	5	2	-16 (-5.4)	-3 (-60.0)
道路貨物運送業	267	253	5	1	-14 (-5.2)	-4 (-80.0)
貨物取扱業	21	24	1	0	3 (14.3)	-1 (-100.0)
農林業	45	31	2	0	-14 (-31.1)	-2 (-100.0)
畜産水産業	112	95	1	1	-17 (-15.2)	0 (0.0)
商業	285	313	4	2	28 (9.8)	-2 (-50.0)
小売業	228	241	3	1	13 (5.7)	-2 (-66.7)
社会福祉施設	99	94	0	0	-5 (-5.1)	0 (0.0)
その他	403	440	3	3	37 (9.2)	0 (0.0)

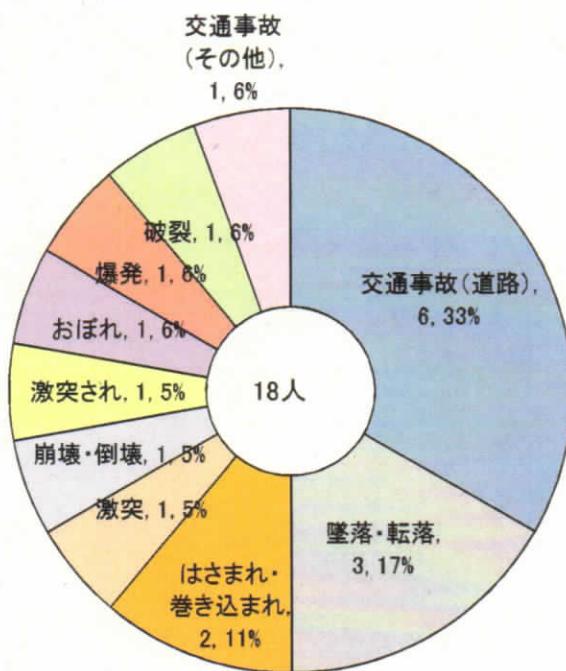
表2 茨城県内の労働災害発生状況(平成27年)

(確定)

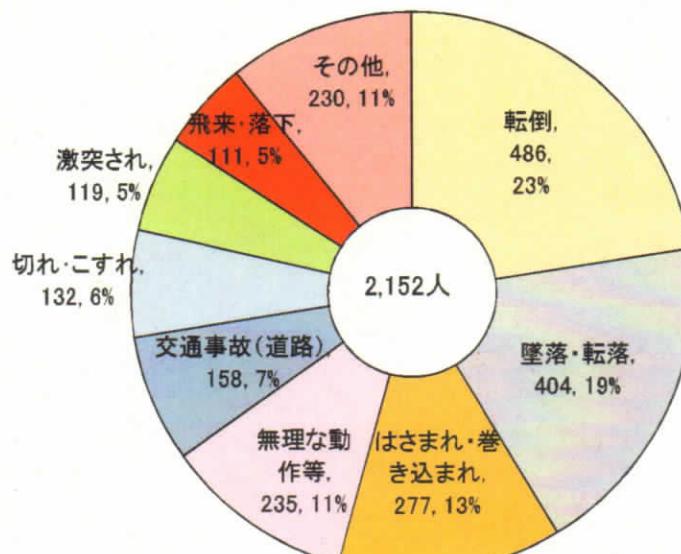
業種別	休業4日以上		死亡者数		増減	
	26年 1月～12月	27年 1月～12月	26年 1月～12月	27年 1月～12月	休業(%)	死亡(%)
計	2,884	2,870	40	33	-14 (-0.5)	-7 (-17.5)
製造業	838	813	9	2	-25 (-3.0)	-7 (-77.8)
食料品	244	232	1	1	-12 (-4.9)	0 (0.0)
化学	68	84	0	0	16 (23.5)	0 (0.0)
金属製品	156	141	1	0	-15 (-9.6)	-1 (-100.0)
建設業	375	350	10	12	-25 (-6.7)	2 (20.0)
土木	78	82	1	5	4 (5.1)	4 (400.0)
建築	192	167	6	3	-25 (-13.0)	-3 (-50.0)
その他	105	101	3	4	-4 (-3.8)	1 (33.3)
運輸交通業	398	389	6	7	-9 (-2.3)	1 (16.7)
道路貨物運送業	352	346	6	6	-6 (-1.7)	0 (0.0)
貨物取扱業	38	28	2	1	-10 (-26.3)	-1 (-50.0)
農林業	57	49	0	2	-8 (-14.0)	2
畜産水産業	119	153	2	1	34 (28.6)	-1 (-50.0)
商業	383	379	4	5	-4 (-1.0)	1 (25.0)
小売業	305	306	4	4	1 (0.3)	0 (0.0)
社会福祉施設	108	131	0	0	23 (21.3)	0 (0.0)
その他	568	578	7	3	10 (1.8)	-4 (-57.1)

平成28年1月から10月の労働災害発生状況

死亡災害



死傷災害(休業4日以上)



平成28年死亡災害事例

NO. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.1 1月 10~11時	作業者 70歳代 50年	その他の建築工事業	墜落・転落	屋外資材置き場屋根の設置作業として、H鋼支柱上に単管パイプと垂木で組まれた下地に鋼製足場板を作業床として、同僚と2名で、屋根材の鋼製波板(0.82×6.15m)を持ち上げたところ、突風に吹かれて屋根下地の端部(高さ4.15m)から地上(アスファルト舗装)に墜落し、死亡した。
			屋根・はり・もや・けた・合掌	
No.2 2月 12~13時	作業者・技能者 40歳代 8ヶ月	その他の金属製品製造業	はされ・巻き込まれ	ばねの表面処理装置(自動運転)を使用して、処理前のばねが入ったステンレス製容器(カゴ)を装置にセットして処理した後、同容器を装置から取り出す作業を同僚と行っていた。休憩のため同僚が現場を離れ、再び戻ってきたところ、被災者が装置の柱(H鋼)と搬器(ねじの入ったカゴを移動させるもの)に上半身を挟まれた状態で発見された。
			その他の装置・設備	
No.3 2月 13~14時	軽作業者 70歳代 6ヶ月	その他の土木工事業	激突され	場内の整理作業をしていたところ、近くで作業中の解体用つかみ機のつかみ具で保持していた木の枝に頭部を激突されて死亡した。
			解体用機械	
No.4 3月 11~12時	自動車運転者 60歳代 12年	ハイヤー・タクシー業	交通事故(道路)	客を乗せてタクシーを運転中、交差点において、ワゴン車と衝突し死亡した。タクシーの乗客とワゴン車の運転手も被災した。 交差点には信号機があり、タクシーは青信号で直進し、ワゴン車は赤信号で交差点に進入した。
			乗用車・バス・バイク	
No.5、6 3月 15~16時	土工 40歳代 20年	道路建設工事業	交通事故(道路)	国道の片側2車線の左側の歩道部分において、排水溝の設置工事をしていたところ、走行してきた乗用車にはねられ、2名が死亡、1名が重傷を負った。
	建設機械運転者 60歳代 20年		乗用車・バス・バイク	
No.7 4月 8~9時	作業者・技能者 40歳代 13年	機械器具製造業	はされ・巻き込まれ	トラクターのデファレンシャルギアの耐久テストを行うため、トラクターの後輪の駆動軸を走行負荷試験装置に取付けた状態で運転席に乗り、エンジンをかけたところ、車体が後転し、車体と床面との間に体が挟まれ死亡した。
			その他の一般動力機械	

No. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.8、9 4月 2~3時	自動車運転者 30歳代 1年	その他の事業 —その他	交通事故 (道路)	運転代行の業務で客を送り届けた後、被災者2名が軽乗用車に同乗して事務所へ戻る途中、国道交差点において乗用車と出会い頭に衝突し、2名とも死亡した。
	50歳代 3年		乗用車・バス・バイク	
No.10 4月 11~12時	作業者・技能者 20歳代 5年	その他の卸売業	爆発	屋外の廃棄物処理場において、ガス遮断器のガスタンク部分をLPGガスを使用してガス溶断していたところ、爆発して1人が死亡、他の作業員1人も軽傷を負った。
			その他の装置・設備	
No.11 6月 6~7時	運転者 60歳代 10ヶ月	一般貨物自動車運送業	激突	10tダンプトラックを運転し、盛り土用土砂の運搬作業中、採石場構内の通路(下り勾配)を走行していたところ、ダンプトラックの制動が不能になり、前方を走行していた別のダンプトラックに追突し、死亡した。
			トラック	
No.12 6月 16~17時	大工 60歳代 50年	木造家屋建築工事業	墜落・転落	プレハブ小屋のひさしを設置するため、塩化ビニル製の波板を敷設していたところ、波板を踏み抜いて、高さ2.8mの位置から墜落し、死亡した。
			屋根・はり・もや・けた・合掌	
No.13 7月 13~14時	その他の作業者 40歳代 20年	その他の土木工事業	おぼれ	被災労働者は午前中から河川堤防の草刈り作業をし、昼食後、気分が悪いと用水路付近で休憩をしていたが、その後、姿が見えなくなり同僚が捜したところ、用水路内(水深90cm)に転落し、溺死しているのが発見された。 転落した原因を調査中。
			水	
No.14 7月 11~12時	作業者 30歳代 3年	鉄道軌道建設工事業	交通事故 (道路)	労働者5人がライトバンに同乗して作業現場に向かう途中、交差点を右折しようとした時に2トントラックに右側から衝突され、後部座席に乗っていた被災者が死亡した。運転者と同乗者2人が重傷、他の同乗者1人が軽傷を負った。
			トラック	
No.15 8月 6~7時	作業者 60歳代 40年	漁業	交通事故 (その他)	漁船(総トン数4.8t)に船長と被災者の2名が乗船し、沖合でシラス漁の操業中、漁船が高波を受けて転覆した。船長が海中に転落した被災者を救出したが、救急隊の到着時には既に心肺停止の状態であり、搬送先の病院で死亡が確認された。(船長は負傷なし)
			その他の乗物	
No.16 8月 15~16時	配管工 20歳代 7ヶ月	その他の建設業—その他	破裂	配管の点検補修工事において、配管にエアーを入れて漏れ等の点検(石鹼水を使用し配管の溶接部のエア漏れの確認)作業を行っていたところ、突然、配管が破裂し、その風圧で、足場上(高さ8メートル)で点検作業をしていた被災者が約50メートル吹き飛ばされ死亡した。
			その他の装置・設備	

N.O. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.17 9月 14～15時	作業者・ 技能者 50歳代 27年	その他の 小売業	墜落・転落	自社の加工場建屋の雨樋の交換作業を労働者3名で行っていた。その作業が終了し、後片付けを行っていたが、被災者は補修のためコーティングガンを持って屋根に上って行き、工場建屋の天井（スレート葺き、高さ8.75m）を踏み抜いて墜落し、死亡した。
			屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	
No.18 9月 17～18時	作業者・ 技能者 40歳代 5年	その他の事業 －その他	崩壊・倒壊	廃材置き場において、地盤を補強するため地面にコンクリートを敷く作業を行っていたところ、近くに積み重ねてあった廃材プラスチックの塊（1.4m×1m×1.3m、350kg）が崩壊し、被災者に接触して死亡した。
			その他の 起因物	

事業者の皆様へ

年末・年始労働災害防止強化運動実施中

期間 平成28年12月1日から平成29年1月31日

スローガン 『無事故で締めよう 行く年を 無事故で誓おう 来る年に』

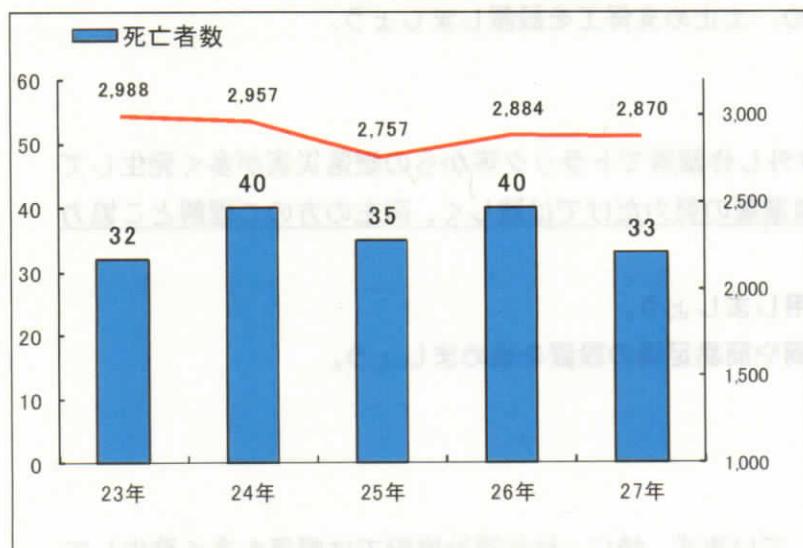
労使一体となって労働災害防止対策の推進をお願いします

年末年始は、あわただしく、大掃除や機械の点検・整備など非定常時作業が多くなることから、労働災害のリスクが高くなりますので、作業手順の遵守や非定常時作業時における安全確保の確認等に努めることが普段にも増して重要となります。

事業者の皆様におかれましては、実施事項に基づき職場の総点検を実施する等、より一層の労働災害防止の取組をお願いいたします。

茨城県内の休業4日以上の労働災害は、長期的に見れば着実に減少しておりますが、平成27年は前年に比べてわずかな減少にとどまりました。本年においては、10月末現在で、死亡者数は減少しておりますが、死傷者数は増加という状況になっています。労働災害の防止のためには、それぞれの事業場が安全衛生活動を総点検し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底して行くことが必要です。

(県内の労働災害の推移)



	27年	28年	増減数
死亡者数	29	18	-11
死傷者数	2,113	2,152	+39

主な業種の休業4日以上の災害発生状況

業種	27年	28年	増減数
製造業	592	590	-2
建設業	257	282	+25
道路貨物運送業	267	253	-14
商業(小売業)	228	241	+13

（上記の数値は、10月末現在）

事業場の実施事項

1. 経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
2. 事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
3. リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
4. KY（危険予知）活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S活動）を積極的に推進する。
5. 各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。また、選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。



茨城労働局・各労働基準監督署

主な業種の労働災害防止対策

1 製造業対策

製造業では、はまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

- (1) 機械設備の回転部分などに安全カバーを取り付けましょう。
- (2) 機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられているか確認しましょう。
- (3) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場など水を扱う職場は滑り止めの作業靴を使いましょう。

2 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置など墜落防止対策の不備が原因です。

- (1) 労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、安全帯を使用しましょう。また、ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。
- (2) はしごを使用するときは、転倒しないように固定しましょう。
- (3) 建設機械との接触を防止するため、立ち入り禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- (4) 掘削作業を行うときは、土砂崩壊防止のため、土止め支保工を設置しましょう。

3 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方のご理解とご協力が必要です。

- (1) 荷台への昇降の際は、はしごや作業台を使用しましょう。
- (2) 積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
- (3) ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。

4 第三次産業対策

商業や社会福祉施設では、転倒災害が多く発生しています。特に、社会福祉施設では腰痛も多く発生しています。

- (1) 安全推進者を選任し、安全推進者が中心となって労働災害防止対策に取り組みましょう。
- (2) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- (3) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を積極的に推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- (4) 正しい荷物の持ち方など腰痛防止の教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。



「転倒災害」を防止しましょう！

～ あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて ～

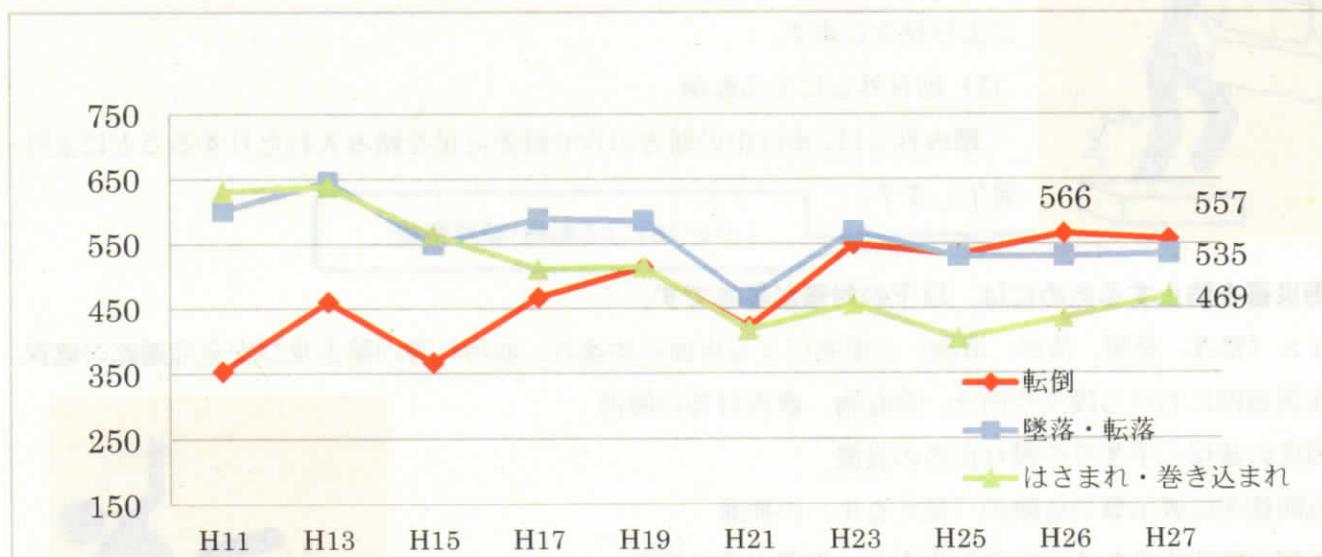
資料No.5

S T O P ! 転倒災害プロジェクト茨城

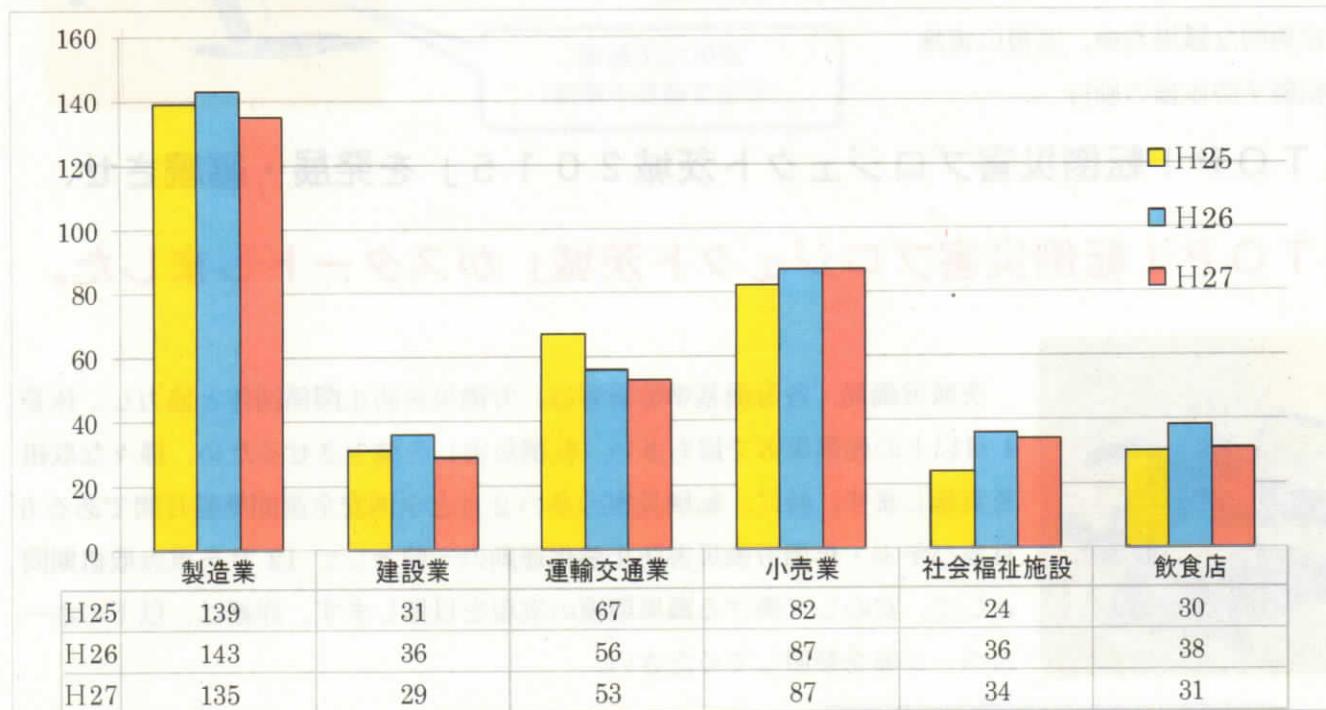
茨城県内における休業4日以上の災害について、グラフ1のとおり平成11年から事故の型の推移をみると、増減を繰り返しながら墜落・転落及びはされ・巻き込まれは減少傾向を示していますが、転倒は増加傾向にあり、事故の型では最も多く発生しています。

製造業をはじめとして様々な業種で転倒災害が発生しています。事例として、作業床での滑り、作業場所の床面の凹凸、通路に置かれた障害物等につまづき、作業床の段差を踏み外すなどがあります。

グラフ1 県内における事故の型別災害発生状況の推移



グラフ2 業種別転倒災害発生状況



茨城労働局・各労働基準監督署

転倒災害はすべての業種に共通する課題であり、商業等の第三次産業においては、墜落・転落やはざまれ・巻き込まれよりも多く発生しています。

転倒災害には、以下のような事例があります。

1 転倒災害の事例

(1) 滑りによる転倒

滑りは、靴と床面の摩擦が低下することにより発生します。滑りやすい床面であり、不適切な履物を使用することにより、転倒するリスクが大きくなります。



(2) つまづきによる転倒

つまづきは、歩行中のわずかな段差や階段の蹴上につま先をぶつけることにより発生します。

(3) 踏み外しによる転倒

踏み外しは、歩行中の前方の穴や段差に足を踏み入れたりすることにより発生します。

つまづきによる転倒(整理整頓)



2 転倒災害を防止するためには、以下の対策が基本です。

- (1) 4 S (整理、整頓、清掃、清潔) の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の除去及び安全な通路の確保
- (2) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (3) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (4) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (5) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (6) 作業内容に適した滑り止め加工された靴の使用推進
- (7) 定期的な職場点検、巡視の実施
- (8) 転倒予防体操の励行

滑りによる転倒
(安全な通路の確保)



「STOP！転倒災害プロジェクト茨城2015」を発展・継続させ、

「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」がスタートしました。



茨城労働局・各労働基準監督署は、労働災害防止関係団体と協力し、休業4日以上の死傷災害で最も多い「転倒災害」を減少させるため、様々な取組を実施します。特に、転倒災害の多い2月と全国安全週間準備月間である6月及び年末・年始労働災害防止強化運動の一環として12月を重点取組期間として、安心して働く職場環境の実現を目指します。詳細は、以下のホームページ等を参照してください。

暗い場所での転倒(照度の確保)

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、**視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。**

交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

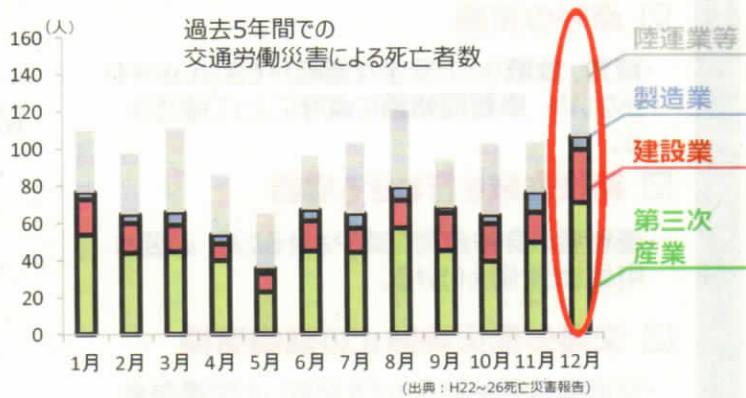
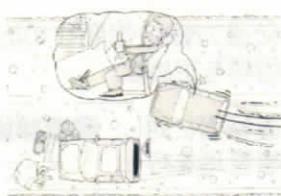
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さんにも、交通労働災害防止対策が必要です。



交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害による死亡事例は、12月に多く発生しています。

積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



＜災害事例＞

原付で訪問途中 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (7名負傷)	施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)	新聞配達の自転車 (1名死亡)
訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。	早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。	事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに進入し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。	夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。



すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

□ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上のスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性について教育する。

特に冬期に必要な配慮

□ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

□ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

□ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

□ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

□ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

□ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

□ 教育の実施

- 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

□ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/130912-01.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

■ 職場のあんせんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutsaisaku1505.html>

交通労働災害の現状と防止対策

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。